

総合支援ボランティア団体 GRANDE 規約

- 第1条 (名称)
本会は総合支援ボランティア団体 GRANDE と称する。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所を〒577-0057 大阪府東大阪市足代新町 13 番地 23 号 602 に置く。
- 第3条 (組織)
ボランティアをはじめ、各種レクリエーションが好きな方すべての入会希望者を会員として組織する。
- 第4条 (目的)
本会はボランティア（地域環境美化活動・福祉高齢者支援活動、子育て支援活動、地域活性化など）と、各種レクリエーション、各種イベントを実施することにより、会員相互の絆を深めることを目指す。
- 第5条 (事業)
前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1、大阪府内をはじめ関西圏にて地域環境美化活動（観光地、商店街、町内など）
2、マナー向上の活動と協力
3、福祉活動とその協力
4、地域活性化の一助となる活動と協力
5、会員の増強とボランティア・レクリエーション・イベント事業による交流の拡大運動
6、行政に対し、環境や福祉に対する提案と協力
7、その他目的達成に必要な事項
- 第6条 (役員)
代表1名、代表代行1名、副代表1名、事務局長（会計兼務）1名、理事1名、監事1名
- 第7条 (役員選出)
代表は総会で選出し、その他の役員は代表が推薦して総会の承認を受ける。
- 第8条 (任期)
役員任期は2ヵ年とし再選を妨げない。
- 第9条 (任務)
1、代表は、会を代表し会務を統轄する。
2、代表代行は、代表を補佐し代表に事故ある時は代行する。
3、事務局長（兼会計）は庶務・会計経理等に当たる。
4、監事は、会計監査を行う。
5、理事は、上記役員補佐を行う。
- 第10条 (会費)
1、会費は、行事の都度必要額を分担徴収する。
2、入会金1人3000円とする。又は、会が制定する衣服等の購入をもって会費納入とみなす。
- 第11条 (入会及び脱退)
代表に届出を出すことにより成立する。
- 第12条 (会議)
総会は年1回開催し、会員の過半数の出席により成立する。
決議は、出席者の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は議長が裁定する。
- 第13条 (規約の変更)
規約は、役員会が変更を決定し、総会の決議を得て変更することが出来る。
- 第14条 (会計及びその年度)
会の経費は、入会金とその都度徴収の会費と寄付金又は助成金その他をもってあてる。
会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第15条 (解散及び残余財産の処分)
本会を解散する場合は、解散総会において、事前に継承者を決定するものとする。
本会が解散した場合において、残余財産がある時は、総会の議決を経て定められた分割方法を実施する。
- 付則
1、会の役員は次の会員とする
代表 〒577-0057 大阪府東大阪市足代新町 13 番地 23 号 602 鈴木 成昌
- 2、この規約は総合支援ボランティア団体 GRANDE 設立日である平成22年8月20日より実施する。
令和元年5月1日より一部改定実施する。
- 3、この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。
令和元年5月1日 (住所) 大阪府東大阪市足代新町 13 番地 23 号 602
(名前) 総合支援ボランティア団体 GRANDE 代表 鈴木 成昌